

【学生用】

横浜国立大学  
対面授業における感染防止ガイドライン  
**(学生用)**

Ver. 4

令和4年9月8日版

## 【学生用】

### はじめに

新型コロナウイルス感染状況は、国内で初めて感染が確認されて3年目となった現在でも、新たな変異株により感染者数が多い状況が続いています。横浜国立大学では、危機管理警戒本部が中心となり、新型コロナウイルス情報を一元的に集約して、感染防止策を全学一体となって進めてきました。また、「新型コロナウイルス感染防止に対する横浜国立大学の行動指針」を策定し、学生並びに教職員に対して行動指針に沿った行動をお願いしてきました。

しかし、令和4年度においても基本感染予防対策の徹底、ワクチン接種など多くの努力がされているものの、感染拡大が抑えられるかはまだ不確かです。このような状況下において、令和4年度春学期に引き続き秋学期においても対面授業を中心とした大学生活をより安心・安全に過ごすために、「対面授業における感染防止ガイドライン」を一部改訂し、学生の皆さんとの十分な理解、協力を得られるという前提で、引き続き、対面授業を実施していくこととします。

学生の皆さんには、本ガイドラインに沿って、新型コロナウイルス感染拡大予防に十分に留意してください。また、本ガイドラインのほか、各学部、大学院や各施設が独自に定める指針等がある場合は、そちらも十分に確認するようしてください。

### 新型コロナウイルス感染症について

#### 1. 新型コロナウイルスとは

「新型コロナウイルス（SARS-CoV2）」はコロナウイルスのひとつです。感染すると、多くの症例で発熱、呼吸器症状（咳嗽、咽頭痛、鼻汁、鼻閉など）、頭痛、倦怠感などがあり、初期症状はインフルエンザ感冒に似た症状を引き起こしますが、無症状といった例もあります。

ウイルスは粘膜に入り込むことはできますが、健康な皮膚には入り込むことができず表面に付着するだけと言われています。物の表面についていたウイルスは時間がたてば壊れてしまいます。ただし、物の種類によっては24時間～72時間くらい感染する力をもつと言われています。

手洗いは、たとえ流水だけであったとしても、ウイルスを流すことができるため有効ですし、石けんを使った手洗いはコロナウイルスの膜を壊すことができるので、更に有効です。手洗いの際は、指先、指の間、手首、手のしわ等に汚れが残りやすいといわれていますので、これらの部位は特に念入りに洗うことが重要です。また、流水と石けんでの手洗いができない時は、手指消毒用アルコールも同様に脂肪の膜を壊すことによって感染力を失わせることができます。

#### 2. 新型コロナウイルスはどのようにして感染するのでしょうか

感染者の口や鼻から、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、ウイルスを含む飛沫又はエアロゾルと呼ばれる更に小さな水分を含んだ状態の粒子を吸入するか、感染者の目や鼻、口に直接的に接触することにより感染します。一般的には1メートル

## 【学生用】

以内の近接した環境において感染しますが、エアロゾルは1メートルを超えて空気中にとどまりうことから、長時間滞在しがちな、換気が不十分であったり、混雑した室内では、感染が拡大するリスクがあることが知られています。

また、ウイルスが付いたものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることにより感染することもあります。

3．新型コロナウイルスに感染した人から、感染する可能性があるのはいつまでですか。

新型コロナウイルスは、発症の2日前から発症後7～10日間程度他の人に感染させる可能性があるとされています。特に、発症の直前・直後でウイルス排出量が高くなるため、無症状病原体保有者（症状はないが検査が陽性だった者）からも、感染する可能性があります。

新型コロナウイルスに感染した方が、他の人に感染させる事例は、全体の2割以下と考えられますが、マスク無しの会話や3密（密閉・密集・密接）が感染拡大リスクとなっています。

体調が悪いときは不要・不急の外出を控えることや、人と接するときにはマスクを着用すること、普段会わない人とは会わないことなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないように行動することが大切です。

※ マスクの着用により、感染者と接する人のウイルス吸入量が減少することがわかっています。

(厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」を参考に作成)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html)

### 本ガイドラインにおける基礎疾患、高齢者、妊婦について

本ガイドラインの「基礎疾患」は①～⑦となります。

- ① 呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患：COPD等）
- ② 慢性腎臓病
- ③ 糖尿病
- ④ 心血管疾患、心不全
- ⑤ 高血圧
- ⑥ 免疫機能低下（免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）
- ⑦ 肥満（BMI30以上）

- ・高齢者
- ・妊婦

2022年版



# 感染拡大防止

へのご協力を  
お願いします

ワクチン接種後も、「マスクの着用」や「手洗い」、  
「3密(密接・密集・密閉)回避」などを徹底してください。

## 正しく使おうマスク!



会話時は  
必ず着用!

ポイント

- ・鼻出しマスク× あごマスク×
- ・着けたら外側は触らない
- ・ひもを持って着脱
- ・品質の種かな、できれば不織布を



## こまめにしよう 手洗い・手指消毒!

こんなタイミングでは必ず!

- ・共用物に触った後
- ・食事の前後
- ・公共交通機関の利用後 など

ポイント



指先・爪の間・指の間や手首も  
忘れずに洗いましょう!



## 目指そうゼロ密!

一つの密でも避けましょう!!



密接



密集



密閉

マスクなし× 大声× 大人数× 近距離× 換気が悪い× 狹い所×

▶ 体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。 ▶ ワクチン未接種の方は接種をお願いします。

## 【学生用】

### 1 基本事項

#### (I) マスク、手洗い、消毒

- 授業への参加や他者との身体的距離（2メートル以上）を確保できない場面では、マスク（不織布マスク）着用は必須です。マスクは各自で準備（予備も持参）し、鼻から顎まで隠れるよう正しく着用してください。
- 夏季の気温・湿度が高い中でのマスクの着用時は、こまめに水分補給をこころがけるなど、熱中症予防にも留意してください。
- マスクを外しての会話は、行わないでください。
- 手洗いを頻繁にしてください。
- 教室入口に消毒液があります。入退室ごとに、手指を消毒してください。
- せき、くしゃみをする際は、マスクやハンカチや袖、肘の内側などを使って、口や鼻を確実におさえてください。

#### (II) 検温、健康管理

- 通学前に自宅で毎日、検温をしてください。
- 健康状況を確認するとともに、その日の検温や行動を各自で記録してください。
- 記録は記載後、14日間は各自で保管してください。
- 体調不良の場合は、キャンパスへの入構を禁止します。詳細は、「7. 感染発症（疑い含む）の場合の対応について」を参照してください。

#### (III) 人との距離

- 他者との距離は、約2メートル（最低1メートル）を確保するようにしてください。
- 会話をする際は必ずマスク（不織布マスク）を着用し、真正面を避け、飛沫がかからないよう工夫してください。
- 教室における座席は、密を避け、必要な収容人数（収容定員のおよそ2/3以下）と間隔を確保しています。左右の座席は必ず空けて着席してください。
- 休憩時においても、多人数で集まる状態が起こらないよう注意し、大声での発声、近距離での会話等を行わないでください。
- エレベーターやトイレなど、人との距離が十分に確保できない、狭い空間での会話は控えましょう。

#### (IV) 日常の健康管理と基本的な感染予防対策

- 自分自身が感染するリスクを最小限に抑えるための行動を是非取ってください。さらに重要なことは、特に若者は不顕性感染（感染はしているが症状が出

## 【学生用】

ない）の場合もあり、自分自身がスプレッダー（感染源）となって、他者に感染させる可能性も十分に自覚してください。

- 居住地域を越えての移動は感染リスクが高まるのと同時に感染を広げることにつながりかねません。さらに居住地域を越えて感染した場合は、感染源を特定することが困難となるので、通学などの場合を除いて居住地域を越えての移動は慎重に判断してください。
- 規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベントには、できるだけ行かないようしてください。
- 感染予防のためには、インフルエンザに対する予防法と同様に、十分な睡眠と栄養で体調を整え、マスクの正しい着用や石鹼を使ったこまめな手洗い・手指消毒を行ってください。また、体調に不安がある場合は、保健管理センターに電話で相談してください。
- 屋外でも、飛沫による感染リスクが確認されています。屋外でも人と接するときはマスクを着用してください。高温や多湿といった環境下では、熱中症のリスクが高くなる恐れがあるので、屋外で人と十分な距離が確保できる場合は、マスクをはずすことはできます。
- 昼食など食事の際には、屋内外を問わず、いわゆる黙食が原則です。食堂で順番を待つ際には、十分な距離を取りつつ、会話は控えてください。
- 屋外での飲食は密閉されていないため感染リスクが低いと考えている方がいますが、マスク無し会食による感染リスクは、屋外でも高いと言われています。屋外で食事する場合であっても、屋内と同様な感染防止対策を行ってください。また、いわゆる路上飲み（路上などでの飲酒）は、大声で話すことより飛沫が飛びやすくなるなど、感染リスクがさらに高くなるので、やめてください。
- ワクチン接種した方も、引き続き、感染予防対策を継続してください。
- 公共交通機関等での大声での会話などは、マスクをしていても、不快に感じる方たちもいます。節度ある言動を心がけてください。

## 2 授業

### ( I ) 対面授業実施にあたっての留意事項

- 授業と授業の間の空き時間が長くならないように、各自、時間割を工夫してください。
- 入国できない留学生や、基礎疾患（同居家族も含む）を有している学生、高齢者、妊婦、対面授業に心理的な不安（同居家族も含む）が強くある学生等には、個々の事情に可能な限り配慮します。具体的には、所属学部・大学院からの通知を確認してください。
- 外国語科目（学部英語、初修外国語）、健康スポーツ科目、実験、実習、実技、演習科目等は、対面授業で実施することを原則としています。
- 全学教育科目（外国語科目、健康スポーツ科目を除く）は、遠隔授業を原則としてますが、一部、対面授業があります。
- 実験、実習、実技、演習科目などでは、複数人で共有する物品（道具、器機等）の清拭消毒をするなど、教職員の指示に従ってください。
- 学外での実習、フィールドワーク、インターンシップ等に参加する場合は、利用施設等が定める感染防止策に従ってください。
- 大学院については、教育効果等を踏まえて、研究科・学府・学環で授業方法を判断しています。
- 新型コロナウイルスに感染した場合等の授業欠席扱いについて、令和4年度春学期に引き続き秋学期においても、以下の①～④の場合、授業を欠席しなかったものとして扱います。
  - ① 学生本人が新型コロナウイルスに感染した場合
  - ② 学生本人が濃厚接触者と特定された場合
  - ③ 学生本人が体調不良（7のⅢ、7のⅣのケース）の場合
  - ④ 大学より感染防止拡大の観点から自宅待機を要請された場合
- 新型コロナウイルスワクチン接種の授業等欠席扱いについて、ワクチン接種当日と翌日に欠席する必要がある場合は、手続きを取ることにより、授業等を欠席しなかったものとして扱います。また、翌々日以降も欠席する必要がある場合は、所属学務担当係へ確認してください。
- 令和4年度に限っては、本学独自の特例的措置として認められた学部開講のオンライン授業（例：全学教育科目のオンライン授業など）があります。これは、卒業に必要な単位数のうち、メディア授業により修得出来る学部単位数上限60単位に含まれない特例的措置の授業となります。具体的な授業科目等については、所属学務担当係へ確認してください。

## 【学生用】

### (II) 教室の利用

- 教室入口に消毒液があります。入退室ごとに、手指を消毒してください。(再掲)
- 教室における座席は、密を避け、必要な収容人数(収容定員のおよそ 2/3 以下)と間隔を確保しています。左右の座席は必ず空けてください。(再掲)
- 実験室等の収容定員が設定されていない部屋は換気能力や距離を 1 メートル確保するという観点から、履修人数が決定されています。授業中にやむを得ず 1 メートル以内に接近する場合は、マスクの正しい着用、大声を出さない等の感染防止対策を徹底した上で実施します。
- 机の消毒が可能となるよう、入口に消毒液があります。気になる方は、机などの消毒を必要に応じてしてください(ドアノブ、照明スイッチ、手すり、机など複数の人の手が触れる箇所は、最低 1 日 1 回清掃を実施していますが、完全消毒はできませんので、手洗いや手指消毒を励行してください)。
- 授業に関係ない、教室での私語は厳禁です。特にマスクを外しての会話は絶対にやめてください。
- 講義棟の廊下、トイレなども私語は厳禁です。特にマスクを外しての会話は絶対にやめてください。
- 必要に応じて、教室の教卓に透明の遮蔽板を設置します。
- 教室ドアや窓は換気のため、適宜、開放します。エアコンは必要に応じて稼働していますが、暑さ／寒さは、各自の服装で調整してください。また、授業中に窓を開閉することがありますので、その際は協力をお願いします。
- 講義棟の教室は、厚生労働省が定める、1 時間 1 人あたり 30 立方メートルの換気ができるように設備を改修し、十分な換気能力を確保しています。
- 教室などの混雑状況を可視化するシステムとして、「YNU 三密回避ナビ」を開いています。<https://k-navi.ynu.ac.jp>
- PC 教室は、消毒液を出入口付近に設置します。利用者は各自で手指の消毒の徹底をしてください。

### (III) 体育館、グラウンドの利用

- 発熱、体調不良の症状がある者は参加できません。
- 活動前、活動中、活動後の手洗い・手指の消毒を徹底してください。
- 運動を行っていないときは、マスクを着用してください。
- 体育館、グラウンド等で体育の実技等を行う場合は、可能な限り感染防止のリスクを低減しながら、なるべく少人数で、十分な距離を空けて授業を実施します。
- 体育館など屋内で体育の実技等を行う場合は、扉、窓を開放し換気を行います。
- 使用する用具等は、学生間で不必要に使いまわさないでください。

## 【学生用】

- 授業中の不要な私語や大声での会話、身体接触、飲み物・タオル等の共有、唾や痰を吐くこと、共用器具を触れた手で顔を触ることは避けてください。
- 更衣にあたっては、「三密」を防ぎ、会話は最小限に留めてください。
- 更衣室では速やかに着替え、滞在時間は最小限に留めてください。
- 入り口に貼ってある QR コードから情報を入力(学籍番号や滞在していた時間帯など)してください。大学内での感染拡大を防止するために、入室した毎に入力してください。

## 3 食堂、昼食

- 食事の前後は、手洗い、又は、手指の消毒を徹底してください。
- 昼食など食事の際には、屋内外を問わず、いわゆる「黙食」が原則です。また、食事中以外はマスクを着用してください。
- 食堂では食事を終え次第、速やかに食堂から退室してください。
- 列に並ぶ際は間隔をあけてください。混雑時には、食堂の入場を制限する場合があります。
- 食堂のスペースは不足しています。午後から授業に参加する方は、なるべく学外で昼食を済ませてから来てください。
- 2限又は3限に授業がない学生は、2限又は3限の時間帯での昼食をとるなど、混雑を避ける協力をお願いします。
- 現金の受け渡しの代わりに、できる限りキャッシュレス決済を利用してください。
- 発熱、体調不良の場合の食堂は利用できません。
- 混雑ピーク時（12:00-13:00頃）の食堂は大混雑します。弁当持参、キッチンカーの利用、コンビニ等での昼食購入者は、講義棟など空きスペースを利用して下さい。講義棟で食事する場合も、他者と一席分の間隔を空けて、マスクをとっている時は会話をしないでください。また、机の消毒が可能となるよう、入口に消毒液があります。気になる方は、机などの消毒を必要に応じてしてください。
- 食堂入口に貼ってある QR コードから情報を入力(学籍番号や滞在していた時間帯など)してください。大学内での感染拡大を防止するために、入室した毎に入力してください。

## 4 図書館

- 館内では、付近に人がいなくても、マスクを正しくつけてください。
- 入館時や自動貸出機を使用する際に、手指の消毒を行ってください。
- 閲覧席やオンライン授業専用席は密を避け、隣の席との間隔を最低1メートル

## 【学生用】

以上確保しています。

- 閲覧席や OPAC、コピー機は、定期的に消毒を実施していますが、故障の原因になることから、一部の機器類は消毒不可となっています。使用前後に手指の消毒や手洗いをしてご利用ください。
- 図書館ポータルサービス My Library から、来館せずに貸出中図書の延長の手続きなどが行えます。ご活用ください。  
<https://opac.lib.ynu.ac.jp/portal/>
- 貸出可能な図書について、借りる予定がないものに触れることはお控えください。
- 利用者が自由に使える図書消毒機を用意しています。
- 食事場所の確保のため、図書館 1 階情報ラウンジでの持ち込みの飲食を許可します。手洗い、消毒、3 密回避を心がけて利用してください。
- 熱中症予防・喉の乾燥防止のため、館内での水分補給を許可します。持ち込む際は、必ず密閉できる容器に入れてきてください。本棚や踏み台等を触った後は、飲み物を飲む前に手洗いや消毒をしてください。
- 最新の情報は図書館ウェブサイトよりご確認ください。  
<https://www.lib.ynu.ac.jp/>
- 机に貼ってある QR コードから、着席した位置の情報等を入力（学籍番号や滞在していた時間帯など）してください。大学内での感染拡大を防止するために、着席した毎に入力してください。

## 5 課外活動

- 本学の課外活動再開ガイドラインに沿って活動してください。
- 個人的な活動や非届け出団体についても、上記に準じてください。

## 6 その他

### ( I ) 会食等

- 新型コロナウイルス感染が収束するまでは、飲み会、会話を伴う会食等は控えてください。

## 【学生用】

### 7 感染発症（疑い含む）の場合の対応について

#### (I) 感染

新型コロナウイルス感染症と診断された学生は、その診断結果を保健管理センター（045-335-1518、平日9:00-17:00）に電話で連絡してください。この場合は学校保健安全法により出席停止とし、出席停止の期間は治癒（発症日の翌日から起算して7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過。なお、無症状の場合は、検査日の翌日から起算して7日間経過）するまでとなります。なお、登校の再開にあたっては、治療ないし療養を終えたことを保健管理センターに報告してください。

#### (II) 濃厚接触

新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触したと特定された学生は、その結果を保健管理センター（045-335-1518、平日9:00-17:00）に電話で連絡してください。この場合は学校保健安全法により出席停止とし、出席停止の期間は感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して5日間とします。

#### (III) I、II以外の強い体調不良

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合は、最寄りの「自治体コールセンター」に電話相談して指示を受けるか、PCR等の検査のできる発熱外来等を設置している医療機関に相談してください。また、医療機関を受診する場合は、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、事前に当該医療機関に連絡・相談した上で速やかに受診してください。そして、医療機関を受診した結果を保健管理センターに伝えてください。これらの症状があった場合には、学校保健安全法により、出席停止とします。出席停止の期間は、症状が消失した日から起算して3日間を経過するまでとします。

#### (IV) III以外の軽度の体調不良

IIIに該当せず、風邪症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養が原則となります。

**新型コロナウイルス感染拡大防止に対する横浜国立大学の行動指針(ver.3.2)**

- ・各段階および各行動指針は目安であり、感染状況、国や自治体等の方針・要請等を総合的に判断して決定する。
- ・海外渡航等に関しては、関係省庁からの通知等に従う。

令和4年3月10日

段階	教育活動	研究活動	学内会議	事務体制	入構・行事等	附属学校
0 (通常)	・通常通り。	・通常通り。	・通常通り。	・通常通り。	通常通り。	・通常通り。
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に留意し、通常通り対面での授業実施を原則とする。</li> <li>・課外活動については、感染拡大防止に留意し、実施可能。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【臨地調査について】</b>海外での臨地調査は、外務省感染症危険情報レベル2以上の地域では原則禁止。国内での臨地調査は、国、自治体、相手先の行動指針及び感染拡大防止対策等に留意して実施。       </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に留意し、通常通り実施。</li> </ul>	<p>&lt;共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じて給食時の会食形式を停止する。</li> </ul> <p>&lt;教育研究活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインによる教育活動の可能性を探り、状況に応じて体験型の学習以外はオンライン教育活動（授業等）も活用する。</li> <li>・課外活動等の諸活動は、全て文科省のガイドラインに従って実施。</li> </ul> <p>&lt;研究発表会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面での参加は講師・指導助言者等少人数にとどめ、オンラインでの開催の可能性を探る。</li> </ul> <p>&lt;行事等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式・卒業式は、短時間化や保護者の出席人数の制限をするなど適切な工夫をして実施を判断。</li> <li>・運動会・体育大会・授業参観等は、短時間・分散化等とともに、保護者の入れ替え等の工夫を行って実施を判断。</li> <li>・宿泊を伴う行事等は、文科省のガイドラインに従い、旅行業者をはじめとした関係者等と協力し最大限の感染防止対策を講じた上で、保護者への説明と同意に基づき実施を判断。</li> </ul> <p>&lt;学校運営&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議等は、議題を精選し、短時間で実施。状況によりオンライン会議を活用する。</li> <li>・保護者会は、対面での必要性を十分に検討のうえ、短時間・分散化などにより実施。</li> </ul> <p>&lt;教育実習・学校実習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に向けて十分な事前指導を行うとともに行政や校長の指示に従う。（例：小学校実習を3週間に短縮する等）</li> </ul>
1.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止策を講じた上で対面での授業実施を原則とする（いつでもオンライン授業に切り替えられる準備をしておく）。</li> <li>・課外活動については、本学が指定する計画書等を提出した活動のみ実施可能。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【臨地調査について】</b>海外での臨地調査は、外務省感染症危険情報レベル2以上の地域では原則禁止。国内での臨地調査は、国、自治体、相手先の行動指針等に基づく。実際に際しては、感染拡大防止策を最大限講じ、届け出たうえで部局長が判断する。       </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止対策を講じた上で、通常通り学内での活動を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止対策を講じ、議題の精選、短時間での実施。</li> <li>・オンライン会議も効果的に活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に留意し、出勤上の配慮も検討。</li> <li>・感染拡大防止対策を講じ、窓口業務を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に留意し、入構可能。</li> <li>・学生に関わる行事等は、感染拡大防止対策等を講じた上で実施。</li> <li>・会食を伴う行事等は禁止</li> <li>・オンライン方式を推奨。</li> <li>・施設の学外貸出及び学外者を集める行事については感染拡大防止対策等を確認の上實施を判断。</li> </ul>	<p>&lt;共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じて給食時の会食形式を停止する。</li> </ul> <p>&lt;教育研究活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインによる教育活動の可能性を探り、状況に応じて体験型の学習以外はオンライン教育活動（授業等）も活用する。</li> <li>・課外活動等の諸活動は、全て文科省のガイドラインに従って実施。</li> </ul> <p>&lt;研究発表会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面での参加は講師・指導助言者等少人数にとどめ、オンラインでの開催の可能性を探る。</li> </ul> <p>&lt;行事等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式・卒業式は、短時間化や保護者の出席人数の制限をするなど適切な工夫をして実施を判断。</li> <li>・運動会・体育大会・授業参観等は、短時間・分散化等とともに、保護者の入れ替え等の工夫を行って実施を判断。</li> <li>・宿泊を伴う行事等は、文科省のガイドラインに従い、旅行業者をはじめとした関係者等と協力し最大限の感染防止対策を講じた上で、保護者への説明と同意に基づき実施を判断。</li> </ul> <p>&lt;学校運営&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議等は、議題を精選し、短時間で実施。状況によりオンライン会議を活用する。</li> <li>・保護者会は、対面での必要性を十分に検討のうえ、短時間・分散化などにより実施。</li> </ul> <p>&lt;教育実習・学校実習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に向けて十分な事前指導を行うとともに行政や校長の指示に従う。（例：小学校実習を3週間に短縮する等）</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン授業を原則とするが、教育上の必要性が高いものは感染拡大防止対策を最大限講じ、短時間・分散化などにより対面での授業を可能な限り実施。</li> <li>・課外活動については、計画書等を提出し許可された活動のみ実施可能。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【臨地調査について】</b>学外での臨地調査は原則禁止       </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインでの活動を強く推奨</li> <li>・感染拡大防止対策を最大限講じ、短時間・分散化などにより学内での活動は、実施可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止対策を最大限講じ、議題の精選、短時間での実施。</li> <li>・オンライン会議を推奨。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時差出勤等、出勤上の配慮を実施。</li> <li>・窓口業務の制限を実施。</li> <li>・特に必要性が認められる業務については、感染拡大防止対策を最大限講じ、窓口業務を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生、学外者の入構制限を実施。</li> <li>・行事等は、学生の卒業・修了等に必須なものとし、他はオンライン方式を原則とする。</li> <li>・対面による行事等は、短時間・分散化などによる感染拡大防止対策を最大限講じ、対策等を確認の上、実施を判断。</li> <li>・会食を伴う行事等は禁止</li> <li>・施設の学外貸出及び学外者を集める行事については延期又は中止。</li> </ul>	<p>&lt;共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じて給食時の会食形式を停止する。</li> </ul> <p>&lt;教育研究活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインによる教育活動の可能性を探り、状況に応じて体験型の学習以外はオンライン教育活動（授業等）も活用する。</li> <li>・課外活動等の諸活動は、全て文科省のガイドラインに従って実施。</li> </ul> <p>&lt;研究発表会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対面での参加は講師・指導助言者等少人数にとどめ、オンラインでの開催の可能性を探る。</li> </ul> <p>&lt;行事等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式・卒業式は、短時間化や保護者の出席人数の制限をするなど適切な工夫をして実施を判断。</li> <li>・運動会・体育大会・授業参観等は、短時間・分散化等とともに、保護者の入れ替え等の工夫を行って実施を判断。</li> <li>・宿泊を伴う行事等は、文科省のガイドラインに従い、旅行業者をはじめとした関係者等と協力し最大限の感染防止対策を講じた上で、保護者への説明と同意に基づき実施を判断。</li> </ul> <p>&lt;学校運営&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議等は、議題を精選し、短時間で実施。状況によりオンライン会議を活用する。</li> <li>・保護者会は、対面での必要性を十分に検討のうえ、短時間・分散化などにより実施。</li> </ul> <p>&lt;教育実習・学校実習&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止に向けて十分な事前指導を行うとともに行政や校長の指示に従う。（例：小学校実習を3週間に短縮する等）</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン授業のみ実施。</li> <li>・課外活動については、全面中止。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【臨地調査について】</b>臨地調査は原則禁止       </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンラインでの活動を原則とする。</li> <li>・学内の実験装置等の維持に必要な最低限の活動以外は、原則中止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン会議を原則とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤職員の制限。</li> <li>・窓口業務は原則中止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生、学外者は入構禁止を原則とする。ただし、学生は、実験装置等の維持に必要な最低限の入構は申請の上、入構可能。</li> <li>・教職員は業務の分担等により入構可能。</li> <li>・行事等は、延期又は中止。可能な場合はオンライン方式で実施。</li> <li>・施設の学外貸出は延期又は中止。</li> </ul>	<p>&lt;共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止対策を最大限講じ、短時間授業、時差登校、分散登校などを実施。</li> </ul> <p>&lt;教育研究活動&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCを活用し、体験型の学習以外はオンライン教育活動（授業等）を中心に行なう。</li> </ul> <p>&lt;研究発表会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事、その他諸活動は、延期又は中止。入学式・卒業式等は、短時間・分散化かつ最低限の人数での実施を検討。</li> </ul> <p>&lt;学校運営&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員会議等は、原則としてオンラインで実施。保護者会は、延期または中止。</li> </ul> <p>&lt;教育実習等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生に対してオンラインでの指導等を検討</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段階3に同じ（学内からのオンライン授業は禁止）。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【臨地調査について】</b>臨地調査は原則禁止       </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の学内での研究活動は全て中止。</li> <li>・教員は段階3に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン会議のみ実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業継続の観点から必須の業務のみ必要最小限の人員が交替で実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生、学外者は入構禁止。</li> <li>・行事等及び施設の学外貸出は禁止。</li> <li>・教職員は、事業継続の観点から必須の業務に限り、短時間の入構可能。</li> </ul>	<p>&lt;共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省のガイドラインに従って臨時休業（児童生徒の登校中止）。</li> <li>・オンライン教育活動（授業等）の実施。</li> <li>・教職員は、事業継続の観点から必須の業務に限り、短時間の入構。</li> </ul>

## ( I -①) 感染者となった場合

### 感染者となった学生

- ・感染者となった通知を受ける（速やかに保健管理センターに第一報）
- ・治癒（発症日の翌日から起算して 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過。なお、無症状の場合は、検査日の翌日から起算して 7 日間経過）するまで出席停止



### 保健管理センターへ連絡 045-335-1518 平日 9:00-17:00

- ・新型コロナウィルス感染症と診断された学生は、診断結果を電話で連絡。



### 危機管理警戒本部、所属学部・大学院

- ・所属学部・大学院から授業担当教員へ連絡
- ・授業は欠席しなかったものとして取扱う

## ( I -②) 感染者となった後の登校再開

### 治癒した学生

- ・出席停止期間は治癒（発症日の翌日から起算して 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過。なお、無症状の場合は、検査日の翌日から起算して 7 日間経過）するまで



### 保健管理センターへ連絡 045-335-1518 平日 9:00-17:00

- ・治癒ないし療養を終えたことを電話で連絡。



### 危機管理警戒本部、所属学部・大学院

- ・所属学部・大学院から授業担当教員へ連絡

## (Ⅱ-①) 濃厚接触者となった場合

### 濃厚接触者となった学生

- ・濃厚感染者と特定される（速やかに保健管理センターに第一報）
- ・最後の濃厚接触をした日の翌日から起算して 5 日間の出席停止  
(体調は毎日確認・記録)
- ・保健所等の指示に従い PCR 等の検査の実施
- ・PCR 等の検査結果で陽性となった場合、「感染者となった場合」に移行



### 保健管理センターへ連絡 045-335-1518 平日 9:00-17:00

- ・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触したと特定された学生は、結果を電話で連絡。



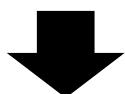
### 危機管理警戒本部、所属学部・大学院

- ・所属学部・大学院から授業担当教員へ連絡
- ・授業は欠席しなかったものとして取扱う

## (Ⅱ-②) 濃厚接触者となった後の登校再開

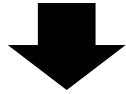
### 最後の濃厚接触をした日の翌日から起算して 5 日間経った学生

- ・最後の濃厚接触をした日の翌日から起算して 5 日間の出席停止



### 保健管理センターへ連絡 045-335-1518 平日 9:00-17:00

- ・出席停止期間の最終日となった学生は、電話で連絡。



### 危機管理警戒本部、所属学部・大学院

- ・所属学部・大学院から授業担当教員へ連絡

# (Ⅲ-①) 体調不良となった場合

## 強度な体調不良となった学生

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある
- ・重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状
- ・発熱や咳など比較的軽い症状が続く（4日以上続く場合は必ず）
- ・出席停止

## 軽度な体調不良となった学生

- ・強度な体調の症状以外の軽度の体調不良
- ・自宅での安静・療養が原則

## 最寄りの「自治体コールセンター」

一

- ・自治体のWebページで電話番号を確認  
(例) 横浜市 045-550-5530  
(24時間対応)

又は

## PCR等の検査のできる発熱外来等を設置している医療機関

- ・医療機関に相談

## 所属学部・大学院

- ・本人から所属の学部・大学院の学務担当係へ連絡を入れる
- ・所属学部・大学院から授業担当教員へ連絡
- ・連絡があった場合、授業は欠席しなかったものとして扱う。

## 保健管理センターへ連絡

045-335-1518

平日 9:00-17:00

- ・医療機関の受診結果を連絡

## 危機管理警戒本部、所属学部・大学院

- ・所属学部・大学院から授業担当教員へ連絡
- ・授業は欠席しなかったものとして取扱う
- ・PCR等の検査結果で陽性となった場合、「感染者となった場合」に移行

## (Ⅲ-②) 体調不良となった後の登校再開

強度な体調不良であった学生

- 出席停止の期間は、症状が消失した日から起算して3日間を経過するまで

軽度な体調不良であった学生

- 症状が消失

保健管理センターへ連絡

045-335-1518

平日 9:00-17:00

- 出席停止期間の最終日となった学生は、電話で連絡。

所属学部・大学院

- 本人から所属の学部・大学院の学務担当係へ連絡を入れる

危機管理警戒本部、所属学部・大学院

- 所属学部・大学院から授業担当教員へ連絡